

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 暮らし環境本部・こども課

法令名	佐賀県青少年健全育成条例	法令の番号	昭和52年条例第24号
不利益処分の種類	古物商に対する営業の制限	根拠条項	第19条第2項
処分基準	青少年から古物を買受け、若しくは委託を受けて販売し、又は青少年と古物を交換した場合。		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども課	交付機関 こども課
			目次 NO 5